

一九九六年売春防止・禁止法（タイ）

東南アジア刑事法研究会

<https://doi.org/10.15017/2129>

出版情報：法政研究. 65 (3/4), pp.195-215, 1999-01-21. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



一九九六年売春防止・禁止法（タイ）

東南アジア刑事法研究会

はしがき

一九八〇年代になって、アジア諸国における子ども買春が、国際的な社会問題として取り上げられるようになった。一九八九年一月二〇日に国連で採択された「子どもの権利条約」は、このような子どもを取り巻く現状をふまえたうえで、子どもの人権を保障するよう求めている。

一九九一年に始まった国際的なNGO、ECPAT (End Child Prostitution in Asian Tourism・本部バンコク)のキャンペーンにより、子ども買春の実態が少しずつ明らかになり、子どもの救済を含め、各国で、国内外における子ども買春者を処罰するための法制定が進んできた。

資 料
このような国際的な流れを受けて、タイ政府は一九九四

年八月、「一九六〇年売春禁止法」を改正する内容の「売春防止・禁止法」案を提出した。この法案は一度廃案となったが、新たな「売春防止・禁止法」案が一九九五年八月二日再度提出され、同法案は、一九九六年四月一七日下院を通過、同年九月二十九日上院を経て、同年一〇月一四日に国王の承認を得て、「一九九六年売春防止・禁止法」として、同年一〇月二二日に公布（官報一一三卷五四A）、同年一二月二一日より施行されている。

同法の主な改正点は、以下の五点である。

第一に、売春の定義について、「経済的またはその他の利益を得るために、みだりに、他人と性交またはその他の行為をなすことを受諾し、もしくは他人の性的欲求を満たすために何らかの行為をなすこと」（四条一項）とし、経済的利益に限らない利益を得る目的を追加した。

第二に、「売春を行う場所」の定義について、「売春に使用しうる場所」とし、売春の契約、周旋に使用される場所を含めた（四条二項）。これによって売春に関わるあらゆる場所が「売春を行う場所」とされ、「売春」の定義とあわせると、「対償を伴う性交」すべてが「売春」とされた。

第三は、新たに子ども買春者に対する罰則を設けたこと

である。一五歳以上一八歳未満の者に対する買春者は、一年以上三年以下の懲役、かつ二万バーツ以上六万バーツ以下の罰金（八条一項）、一五歳未満の子どもに対する買春者は、一年以上六年以下の懲役、かつ四万バーツ以上一〇万バーツ以下の罰金（二項）に処せられることとなった。

第四は、親に対する罰則を導入したことである。一八歳未満の子どもを両親または後見人が、九条の各犯罪（周旋、誘因、取引）の実行を知らながら、その犯罪行為を他の犯罪者と共謀した場合は、四年以上二〇年以下の懲役、かつ八万バーツ以上四〇万バーツ以下の罰金に処す（一〇条）と規定した。

第五に、売春者に対する罰則規定を廃止し、売春者の社会復帰について、NGOの参加を法文上明らかにした（一四条）。保護と職業訓練のプログラムを受ける者は、二年以内の期間、施設に滞在し、保護と職業訓練を提供される（三七条）。

本資料は、官報一一三卷五四Aに掲載された一九九六年売春防止・禁止法をタイ語より訳出したものである。翻訳にあたっては、F A C E (the Coalition to Fight Against Child Exploitation) 代表の Wanchai Roujanavong 氏の

英訳を参考にした。なお、比較資料として、旧法（一九九〇年売春禁止法）もあわせて掲載した。

〔付記〕

脱稿後、山田敏之「売春防止及び取締法（タイ）」（『外国の立法』二〇二号、一九九八年）に接したが、本稿は改正内容を明確にするために旧法もあわせて掲載したものである。

一九九六年売春防止・禁止法

プミポン・アドウンヤデート (Bhumibol Adulyadej) 国王陛下は、治世五一年、仏歴二五三九年（西暦一九九六年）一〇月一四日にこれを作成された。

プミポン・アドウンヤデート国王陛下は、以下の法律を告知するべく、これを公布する。

売春防止に関する法律を改正するのが適当であるから、以下のとおり、この法律は、議会の助言と同意に基づいて、制定されるものである。

<p style="text-align: center;">一九九六年売春防止・禁止法 (The Prostitution Prevention and Suppression Act B.F. 2539)</p> <p>一条 この法律は、「一九九六年売春防止・禁止法」と称する。</p> <p>二条 この法律は、公布の日から起算して六〇日を経過した日から施行する。</p> <p>三条 一九六〇年売春禁止法は廃止される。</p> <p>四条 この法律において、「売春」(Prostitution)とは、経済的又はその他の利益を得るために、みだりに、他人と性交またはその他の行為をなすことを受諾し、もしくは他人の性的欲求を満たすために何らかの行為をなすことをいう。このような行為の受諾者、行為者が同性であると、異性であるとを問わない。</p> <p>「売春を行う場所」(Place for Prostitution)とは、売春のために設置され、もしくは売春に使用しうる場所または家屋をいう。売春の契約、周旋に使用される場所または家屋を含む。</p> <p>「一時保護施設」(Primary Shelter)とは、この法律に従い、保護と職業訓練を受ける者を一時的に受け入れて、個々人に応じた保護と職業訓練の適切な方法を考察するために、政府、財団(foundations)、社団(associa-</p>	<p style="text-align: center;">一九六〇年売春禁止法 (The Prostitution Suppression Act B.F. 2503)</p> <p>一条 この法律は、「一九六〇年売春禁止法」と称する。</p> <p>二条 この法律は、公布の日から起算して六〇日を経過した日から施行する。</p> <p>三条 一九〇八年性病管理法は廃止される。</p> <p>四条 この法律において、「売春」とは、経済的利益を得るために、みだりに、性交またはその他の行為をなすことを受諾し、もしくは他人の性的欲求を満たすために何らかの行為をなすことをいう。このような行為の受諾者、行為者が同性であると、異性であるとを問わない。</p> <p>「売春を行う場所」とは、売春に従事する者において、他人に売春させるために設置されたあらゆる場所をいう。</p> <p>「サービス提供施設」とは、休憩又は滞在する場所、食事や飲み物を給仕する場所、娯楽や快適さを提供する場所として供され、賃金を得て経済活動を行う場所をいう。</p>
--	--

tions)またはその他の施設(institutes)により設立された場所をいう。

「保護と職業訓練の場所」(protection and Vocational Development Place)とは、この法律に従い、保護の福祉的な観点と職業訓練により、保護と職業訓練を受ける者の改善のため、政府、財団または社団により設立された場所をいう。

「保護と職業訓練」(Protection and Vocational Development)とは、生活環境の向上を含め、心理学的なりハビリ、医学的治療、職業技術の訓練と開発をいう。

「委員会」(Committee)とは、保護と職業訓練委員会、もしくは場合に依じて、保護と職業訓練県委員会をいう。

「委員」(Official)とは、この法律に従い、大臣により、業務を遂行するため権限を与えられた者をいう。

「長官」(Director General)とは、公共福祉省の長官をいう。

「大臣」(Minister)とは、この法律の実行責任者である大臣をいう。

「更生施設」とは、この法律に従って設立された更生施設をいう。

「福祉を受ける者」とは、長官が命令して、更生施設において治療を受け、かつ、または職業訓練を受けるように送致された者をいう。

「長官」とは、公共福祉省の長官をいう。

「大臣」とは、この法律の実行の監督責任者である大臣をいう。

五条 売春する目的で、路上、公共の場所、もしくははその他の場所で、他人に接近、勧誘、客待ち、人の後を追ったり、付きまとい、かつそのような行為が公然かつ羞恥心なく行われ、公共の平穩を妨害した者は、一〇〇〇〇バーツ以下の罰金に処す。

六条 (1) 自己又は他人の売春行為により利益を得るために売春を行う場所に集合した場合は、一ヶ月以下の懲役又は一〇〇〇〇バーツ以下の罰金、またはその併科に処す。
(2) 他人に強制され、もしくは他人の影響下にあり、かつ拒否し抵抗できなかった場合は、この限りでない。

七条 自己又は他人に売春させる目的で勧誘、または契約するために、公然と、文書又は印刷物、その他の手段により広告を出し、又は広告を出すことを承諾し、勧誘又は紹介、情報を流した者は、六月以上二年以下の懲役又は一万バーツ以上四万バーツ以下の罰金、またはその併科に処す。

八条 (1) 自己又は第三者の性的満足のため、一五歳以上一八歳未満の者に対し、売春を行う場所で、性交その他の行為を行った者は、相手方の同意の有無に関わ

五条 売春を行うために、以下に示す者は、三月以下の懲併科に処す。

- 一、路上、公共の場所、もしくははその他の場所で、他人に接近、勧誘、客待ち、人の後を追ったり、付きまとい、かつそのような行為が公然勝つ羞恥心なく犯され、公共の平穩を妨害した場合
- 二、売春する目的で、勧誘、または契約するために、路上や公共の場所、建物において、うろついたり、待つ場合。
- 三、売春を行う場所に集合した場合。

らず、一年以上三年以下の懲役、かつ二万バーツ以上六万バーツ以下の罰金に処す。

(2) 一項の犯罪行為が、一五歳未満の子どもに対してなされた場合には、一年以上六年以下の懲役、かつ四万バーツ以上一〇万バーツ以下の罰金に処す。

(3) 一項の犯罪行為が、行為者の婚姻相手に対してなされ、かつ第三者の性的満足のためになされたものでない時は、この限りでない。

九条

(1) 売春行為を行うため、他人を周旋、誘引、取引した者は、その同意があつても、一年以上一〇年以下の懲役かつ二万バーツ以上二〇万バーツ以下の罰金に処す。

(2) 一項の犯罪が、一五歳以上一八歳未満の者に対してなされた場合には、五年以上一五年以下の懲役かつ一〇万バーツ以上三〇万バーツ以下の罰金に処す。

(3) 一項の犯罪行為が、一五歳以下の子どもに対してなされた場合には、一〇年以上二〇年以下の懲役かつ二〇万バーツ以上四〇万バーツ以下の罰金に処す。

(4) 上記の犯罪行為が、詐術、脅迫、身体的暴行、不道徳な影響力の行使、その他の手段による心理的強制により犯された場合には、それぞれの刑を三分の一加

六条 売春を行う場所において、売春行為を行った者は、六月以下の懲役、もしくは二〇〇〇バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処す。

七条 同性の者に対して売春行為を行った者は、六月以下の懲役、もしくは二〇〇〇バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処す。

八条 業として、他人のために売春行為を行う者を周旋する者は、三月以下の懲役又は一〇〇〇バーツ以下の罰金、またはその併科に処す。

重する。

(5) 売春行為を手配する意図で、情を知り、上記の売春行為を行うため、周旋、欺罔され、取引された者を受け入れ、又は行為の実行を援助、又は教唆した者は、場合に依りて上記の量刑による。

一〇条 一八歳未満の者の両親または後見人が、九条二、三、四項の犯罪行為の実行を知らずながら、その保護権限内にある者に対し、その犯罪の行為を他の犯罪者と共謀した場合は、三年以上二〇年以下の懲役、かつ八万バツ以上四〇万バツ以下の罰金に処す。

一一條 (1) 売春産業、売春を行う場所の所有者、管理者、経営者、もしくは売春を行う場所における売春者の監督者は、三年以上五年以下の懲役、かつ六万バツ以上三〇万バツ以下の罰金に処す。

(2) 売春産業、売春を行う場所において、一八歳未満の者に売春行為をさせていた場合には、五年以上一五年以下の懲役、かつ一〇万バツ以上三〇万バツ以下の罰金に処す。

(3) 売春産業、売春を行う場所において、一五歳未満の者に売春行為をさせていた場合には、一〇年以上二〇年以下の懲役、かつ二〇万バツ以上四〇万バツ以下の罰金に処す。

一二條 (1) 売春行為を遂行させるために、拘束、監禁

九條 売春を行う場所の所有者、管理者、経営者は一年以下の懲役、又は一〇〇〇バツ以下の罰金、またはその併科に処す。

一〇條 サービス提供施設の所有者、管理者、経営者が、業として他人に売春行為をすることに同意した場合は、六月以下の懲役、又は二〇〇〇バツ以下の罰金、またはその併科に処す。

し、自由を奪う行為をなし、暴行し、暴力行為などの身体的強制を行使するなどの手段により脅迫した者は、一〇年以上二〇年以下の懲役、かつ二〇万バツ以上四〇万バツ以下の罰金に処す。

(2) 一項の犯罪により

- 一、重大な身体の障害を与えた場合には、終身刑
- 二、死亡させた場合には、死刑もしくは無期懲役に処す。

(3) 一、二項の犯罪を助け、教唆した者は、場合により、上記の刑による。

(4) 一項の犯罪の準備者、協力者、教唆者が、行政事務官、警察官、国家公務員、もしくは一時保護施設または職業訓練施設の職員である場合には、一五年以上二〇年以下の懲役、かつ三〇万バツ以上四〇万バツ以下の罰金に処す。

一三条

(1) 五、六、七条の犯罪を犯した者の両親または後見人が、保護権限内にあるその者の売春行為を共謀した場合には、委員会は、両親、後見人の保護権を剥奪し、代わりの後見人を指名するよう、裁判所への申請書を提出するように検察官に請願することができる。

(2) 裁判所が、一項に従い、新しい後見人を指名しようとし、適当な人物が後見人として指名できないと判断した場合には、裁判所は、その者の居住する裁判管轄権のある、一時保護施設または保護と職業訓練所の代表者を、新しい後見人として指名することができる。

(3) 民商法典の後見人指名規定は、この条文の後見人指名に準用する。

一四条 (1) 保護と職業訓練委員会（以下「委員会」と称する）を設置する。この委員会は、議長を、労働・福祉省の事務次官（Permanent Secretary of the Ministry of Labour and Social Welfare）とし、委員として、公共福祉省長官（Director General of Public Welfare Department）、地方行政庁（Local Administration Department）長官、雇用庁（Employment Department）長官、社会発達省（Community Development Department）長官、非公式教育庁（Non-formal Education Department）長官、伝染病管理庁（Communicable Disease Control Department）長官、警察庁（Royal Thai Police Department）長官、技術開発庁（Skill Development Department）長官、総合教育省（General Education Department）長官、職業訓練教育省（Vocational Education Department）長官、初等教育委員会委員長（Secretary General of Office of the National Primary Education Commission）、青年局（National Youth Bureau）局長、もしくは前述の大臣、長により指名された大臣、長の代理人、中央少年・家事裁判所（Central Juvenile and Family Court）の代表者、女性問題委員会（National Commission on Women's Affairs）の代表者、その他、大臣により指名された七名以下の専門家より構成される。保護と職業訓練委員会の長は委員会の事務局を兼ねるものとする。議長は事務補助として二名以下の人物を指名できる。

(2) 一項に従い、大臣により指名された専門委員は、売春問題の防止と矯正に関わる専門的知識と経験を持

つものとする。専門委員のうち、少なくとも五名は、売春問題の防止と矯正に携わる非政府系機関に従事する専門家から指名されるものとする。

一五条 委員会は以下の業務と義務を有する。

- 一、売春者であった者の生活環境基準を高め、健康診断を提供するために、保護と職業訓練施設の政策を公布すること。
- 二、売春の防止・禁止に関して、政府機関と私的機関が計画、事業、組織、業務の調整を行うこと。
- 三、次期内閣に向けて、大臣に対し、売春の防止・禁止に関連して、政府機関の業務、規則、計画の促進に関する提案をすること。
- 四、大臣に対し、委員の指名、一時保護施設及び保護と職業訓練施設の設立に関する提案をすること。
- 五、大臣に対し、保護と職業訓練施設の補助金分配を提案すること。
- 六、大臣に対し、二六条による規則、手続、条件の公布を提案すること。
- 七、大臣に対し、一時保護施設及び保護と職業訓練施設の業務に関する規則、規定、命令を公布することを提案すること。
- 八、三二条による拘留中の者の、受入と拘留に関する規則を公布すること。
- 九、一時保護施設及び保護と職業訓練施設に収容する規則と手続を公布し、保護と職業訓練施設において保護と職業訓練を受けるべき期間を定めること。

一六条 (1) 県の保護と職業訓練施設(以下「県委員

会」という)を設置する。この委員会は、議長として、県知事又は県知事により指名された県知事の代理人、委員として、県の総務局(Provincial Secretary)、雇用局(Provincial Employment)、警察局(Provincial Police)、社会開発局(Provincial Community Development)、公式教育局(Provincial Formal Education)、総合教育局(Provincial General Education)、初等教育局(Provincial Primary Education)、非公式教育局(Provincial Non-Formal Education)、保健局(Provincial Health)、労働・社会福祉局(Provincial Labour and Social Welfare)、及び検察庁(Provincial Prosecutor)の各長官又はその代表者、その他、県知事により指名された七名以下の専門家より構成される。公共福祉局を、この委員会の事務局とする。

(2) 一項に従い、県知事により指名される専門委員は、売春問題に関する防止と矯正に関わる専門的知識と経験を持つ者とする。専門家委員のうち少なくとも五名は、売春問題の防止と矯正業務に関わる非政府系機関に従事する専門家とする。

一七条 県委員会は、以下の業務と義務を持つ。

- 一、情報面、資金面及び県における売春の防止・禁止業務を遂行するにあたり、政府機関と私的機関間の調整の中心となる。
- 二、売春の防止・禁止の実施機能を促進し、補助すること。
- 三、委員会に対し、県における売春の防止・禁止に関して、規定、規則、法令の改正、修正、公布に関する提案を

すること。

四、委員会により指示された他の業務を実施すること。

一八条 専門委員の任命期間は、三年とする。専門委員の任命期間が満期となった時は再指名することができるが、二期以上連続して指名することはできない。

一九条 一八条の任命期間の満期終了を除き、専門委員の任命期間の終了は以下の事由による。

一、死亡

二、辞任

三、専門家委員の指名権限のある大臣による解任、もしくはは場合に依りて、県知事による解任

四、無能力者、もしくは準無能力者であること

五、裁判の最終審において、懲役の有罪判決を受けた場合。ただし、過失もしくは微罪に対してなされた判決をのぞく。

二〇条 (1) 専門委員の任命期間が、満期以前に終了し、新しい委員が代わって指名された場合には、新委員の任命期間は、前委員の残余期間と等しいものとする。

(2) 追加専門家委員が、他の専門委員の任命期間内に指名された場合には、新委員の任命期間は他の委員の残余期間と等しいものとする。

二一条 専門委員の任命期間が終了し、新しい専門委員が指名されない場合には、期間の終了した委員は、新しい委員が指名されるまで、一時的に専門家委員の業務と義

務を果たすものとする。

二二条 (1) 委員会又は県委員会の会議の定数は、全委員数の三分の一以上とする。議長が出席しない場合には、会議の委員は一人の委員を会議の議長として選出することができる。

(2) 会議の決定は一人一票の多数決による。同票の場合、議長は決定票として、別に投票権を有する。あらゆる議題に関し、個人的な利害関係のある委員はその議題に関し投票権を持たない。

二三条 委員会又は県委員会は、委員会又は県委員会により指示された業務を審査、遂行するため、副委員会を指定することができる。二二条は、副委員会の会議にも準用する。

二四条 この法律に従って義務を遂行する場合に、委員会、県委員会、又は委員会、県委員会により指名された副委員会は、審査に供するため、必要な際には、第三者に対し、文書又は資料を提出するよう、命令書を発行する権限を持つ。

二五条 保護と職業訓練委員会の事務所は、労働・社会福祉省公共福祉局内に設置する。保護と職業訓練委員会の事務所は、以下の業務と義務を持つ。

- 一、委員会のあらゆる事務業務
- 二、保護と職業訓練及び売春の防止・禁止に関わる業務について、政府、国家及び私的機関を調整し、協力すること。

一二条 福祉を受ける者の保護と職業訓練のため、公共福祉省に、更生施設を設置する。

- 三、職業訓練及び開発のための措置をとること。
 四、三号にしたがつて、専門的職業を促進し、職業訓練及び職業開発を終えた者に対し、職業を与えること。
 五、政府機関の政策、保護と職業訓練、関連する私的機関に応じた、分析、研究、業務遂行、補完、評価の結果をまとめ、委員会に対し説明された結果を報告すること。
 六、委員会の決議、もしくは委員会の指示により、業務を行うこと。

- 二六条** (1) 省令に明記された財団、社団、その他の組織が、この法律に従い、一時保護施設または保護と職業訓練施設を設立する場合には、長官に対し、申請書を提出する。
 (2) 申請書の提出及び認可は、省令に明記された規則、手続及び条件に従う。

- 二七条** (1) 長官が、一時保護施設及び保護と職業訓練施設の設立許可を認可する場合、長官は二八条の規定に記された任務を遂行する。
 (2) 長官が認可を拒否した場合、申請者は、その認可の拒否文書を受理した日から三〇日以内に、大臣に対し、訴えることができる。
 (3) 大臣の決定により、確定する。

- 一三条** (1) 長官は、大臣が与えた権限を有する。
 (2) 長官は、福祉を受ける者が保護に違反した場合に、新たに罰を科す権限を有する。
 一、一回につき一五日以内の地域制限
 二、更生施設において与えられる利益、便宜を取消、又は削減すること。

二八条 (1) 長官は、官報への公示により、一時保護施設及び保護と職業訓練施設の管轄権を明記する。

(2) 適正な事由により、長官は、官報の発行により、一時保護施設及び保護と職業訓練所の管轄権を変更することができる。

二九条

(1) 二五条により認可を与えられた財団、社団、その他の組織が、法や委員会の規則にしたがって任務を遂行していなかったり、違反していることが明白な場合には、長官は、財団、社団、その他の組織に対し、一定期間内に停止、改善、修正、もしくは正しく任務を遂行するよう、命令書を発行する権限を持つ。

(2) 財団、社団、その他の組織が、合理的な理由もなく、命令に従わなかったり、前項の期限内に応じなかった場合には、長官は、委員に対し、代わって命令を果たすよう命令する権限を持つ。財団、社団、その他の組織は、その費用を支出するものとする。

(3) 二項の費用は、長官が明記する、必要かつ適正な金額を含む。

(4) 委員が、二項の行為をなすべきでない、その行為をなしたとしても、その財団、社団、その他の組織は活動を継続できない、もしくは活動の継続を認めた場合、保護と職業訓練施設において保護と職業訓練を受ける者に弊害がある、と考える場合には、委員は、長官に対し、認可の取り消しを求める報告をすることができる。

(5) 法律や委員会の規則に違反したり、応じないことが、長官が一項、二項による命令では適正でないと判

断されるような、重大な犯罪に当たるとき、長官は認可を取消す命令書を発行する権限を持つ。

三〇条 (1) 二六条にしたがつて認可を与えられ、その後二九条によつて認可を取消された財団、社団、その他の組織は、取消命令に記された日より一五日以内に、大臣に対し、命令の取消を求める文書を提出することができる。大臣の決定が出るまで、財団、社団、その他の組織は、その活動を継続することができる。

(2) 大臣の決定により、確定する。

三一条 (1) 大臣が、二六条に従い許可を取消すよう最終決定する場合には、委員は、長官の許可を持つて、保護と職業訓練を受ける者を、別の一時保護施設または保護と職業訓練所に送る。

(2) 保護と職業訓練を受ける者を、他の財団、社団、その他の組織の一時保護施設、もしくはは保護と職業訓練所に送る場合には、その財団、社団、組織の同意を要する。

三二条 五、六条の犯罪を犯したとされる被疑者、被告人が、取調官による捜査、取調べの間、もしくはは公判の間、拘禁される必要がある場合は、被疑者、被告人は、治安判事裁判所の刑事訴訟法により、拘禁される。被疑者、被告人は、他の被疑者、被告人とは分離されて拘禁され、もしくはは公共福祉省は、委員会が定めた規則に従い、その被疑者、被告人の引き受けを要請することができる。

三三三 条

(1) 五、六条の犯罪を犯した者が、一八歳未満で、かつ懲役にあたる別の事件で起訴、または公判中、もしくは懲役の有罪判決を受けていない場合は、調査官は、判決の言い渡し後、管轄権のある一時保護施設に収容するため、公共福祉省に連絡するものとする。

(2) 一項により、一八歳以上の者が、保護と職業訓練所において、保護と職業訓練を受けるよう希望した場合には、調査官は、管轄権のある一時保護施設に収容するため、公共福祉省に連絡するものとする。

三四 条

(1) 五、六、七条の犯罪を犯した者が、一八歳未満で、かつ生育暦、素行、知能、教育、身体的・心理的健康状態、職業及び環境の調査後、裁判所が、刑よりも保護と職業訓練を受けるべきであると判断した場合には、公共福祉省は、判決日より一五日以内に管轄権のある一時保護施設に送致するために、その者を引き受けるものとする。

(2) 一項の場合、一八歳以上の者が、保護と職業訓練施設で保護と職業訓練を受けることを希望し、裁判所の意見と合致した場合には、公共福祉省は、判決日より一五日以内に管轄権のある一時保護施設に送致するよう、その者を引き受けるものとする。

(3) 裁判所が、一項の被疑者に対し、有罪の判決を言い渡し、かつ保護と職業訓練を受けるべきであると判断した場合には、公共福祉省は、判決日より一五日以内に管轄権のある一時保護施設に送致するよう、その者を引き受けるものとする。被疑者は、一時保護施設と保護と職業訓練施設の監督下におかれる。

一 一 条

裁判所が、五、六、七条のもとで、刑を軽減するよう判決を下した場合に、病気のため介護が必要で、または職業訓練を受ける方が良いと判断されれば、長官は、その者を更生施設のうち介護施設もしくは職業訓練施設に送致するよう命令する権限を持つ。一年を超えない期間で、長官が命令した期間、刑を免除される。

(4) 被疑者の拘禁期間は、一時保護施設、保護と職業訓練施設の管理に置かれるべき日数の一部として算入されない。

(5) 被疑者を、管轄権のある一時保護施設に送致する際の規則と手続は、長官により出された規則又は委員会により承認された規則に従う。

三五条

(1) 一時保護施設は、三三、三四条に従い、送致された人物の個人的素質、教育的背景、犯罪を犯した要因及び適性テストの行為を考察する。考察後、一時保護施設は、委員会の規則に定められた一定の期間内に、適切な保護と職業訓練施設に送致する。この期間は受け入れた日から六ヶ月以内とする。

(2) 三四条三項の規定に従い、一時保護施設が、送致された人物が保護と職業訓練を受ける必要性がないと判断した場合には、一時保護施設は、保護と職業訓練施設に送致しない決定ができる。この決定は、委員会の規則による。

三六条

三三、三四条に従い一時保護施設に送致する規則、手続、又は三五条により保護と職業訓練施設において保護と職業訓練を受ける人物を送致する際の規則、手続は委員会の規則に準拠する。

三七条

保護と職業訓練のプログラムを受ける者は、委員会の規則に従い、施設が受け入れた日から二年以内の期間、施設に滞在し、保護と職業訓練を受ける。

三八条

(1) 一時保護施設の保護下にあり、もしくは保

一五条

福祉を受ける者が、更生施設、又は一四条に従

護と職業訓練施設の監督下にある者が、施設から逃亡した場合、職員は場合に依じて、施設に引き戻すようその者を追跡する権限を持ち、任務を負う。追跡に際し、施設は警察に援助を要請することができる。

(2) 保護と職業訓練の期間を完了した場合は、委員会がそうすべきでないと判断した場合を除き、職員は、その者を住居に戻すことができる。

三九条 委員は、以下の権限と任務を負う。

- 一、娯楽施設法に従い、この法律の犯罪行為を調査し、監視するため、いつでも、娯楽施設に立ち入ること。
- 二、以後の法的活動に備え、犯罪者を発見し、捜査するため、売春を強制され、保護と職業訓練を受けることに同意する被害者を、調査官のもとへ連れてくること。

四〇条 委員会、副委員会の委員、この法律による委員は全て、刑法典の意味における公務員である。

四一条 三九条の業務を遂行する際に、職員に協力することとに抵抗したり、拒否する者は、一月以下の懲役、もしくは三〇〇〇バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処す。

い、長官が、就職し生計を立てることを許可した施設から逃亡した場合には、三月以下の懲役、又は一〇〇〇〇バーツ以下の罰金、又はその併科に処す。

一四条 長官が、福祉を受ける者に、更生施設外の施設で就職し、生計を立てさせることが、福祉を受ける者に適しており、かつ利益であると判断し、かつ施設の責任者が身柄を引き受けることに同意した場合には、長官は、その施設において、就職し、生計を立てさせるため、身柄を送致する権限を持つ。

四二条 委員会の事務所が設立されるまでは、公共福祉省が二五条の権限と任務を負う。

四三条 (1) 一九六〇年売春禁止法により設立されたりハビリ施設は、この法律により保護と職業訓練施設となる。
 (2) この法律が施行される日に、一九六〇年売春禁止法によるリハビリプログラムを受けている者は、長官により定められた期間の終了まで、保護と職業訓練を継続して受けるものとする。

四四条 一九六〇年売春禁止法により出された全ての通知、規則、規定、命令は、この法律により、通知、規則、規定、命令が出されるまで、この法に矛盾しない限り継続して効力を持つ。

一六条 福祉を受ける者が、素行がよく、協力者又は補助者がいて、生計を立て直すに十分な収入を得ると証明されるために、将来売春行為を行うことはないと思はれる場合には、長官は、福祉を受ける者の身柄を、更生施設、又は一四条の就職し、生計を立てることを許可した施設から、一一条の長官の命令以前に、出所させることができる。

一七条 (1) 長官が、県知事に対し、この法律に従い、長官の持つ権限を委任した場合には、県知事は、その県内において、権限を行使し、義務を遂行するものとする。
 (2) 委任は、官報に公示する。

四五条 (1) 労働・社会福祉省大臣は、この法律の実行を監督する責務を負う。大臣は、この法に記された業務の遂行のため、委員を任命し、政令、通知を出す権限を持つ。

(2) 政令又は通知は、官報に載った時に、効力を持つ。

一八条 内務省大臣は、この法律を実現する責務を負う。

(平井佐和子訳)